



改正道路交通法のポイント ～自転車への青切符の導入～



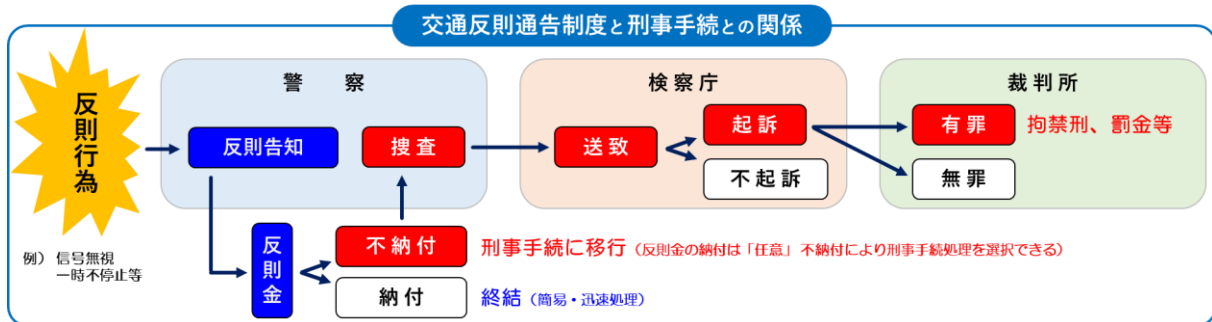
道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が令和8年4月1日から施行され、自転車の違反に対して交通反則通告制度が導入されます。

これまでの手続は、自転車の交通違反を検挙すると、赤切符等を用いて、刑事手続による処理が行われました。

交通反則通告制度が自転車の交通違反に導入されると、16歳以上の者が行った自転車の「反則行為」に対して、青切符による処理が行われます。

青切符導入後も、

- 自転車の交通違反に対しては基本的に「指導警告」を実施
- 交通事故の原因となるような「悪質・危険な違反」は検挙の対象という交通違反の指導取締りについての基本的な考え方は変わりませんが、検挙後の手続が変わります。



酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます。

自転車は子どもから高齢者まで手軽に利用できる便利な乗り物ですが、自動車やバイクと同じ「車の仲間」です。

自転車安全利用五則を守って、安全に利用しましょう。

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用




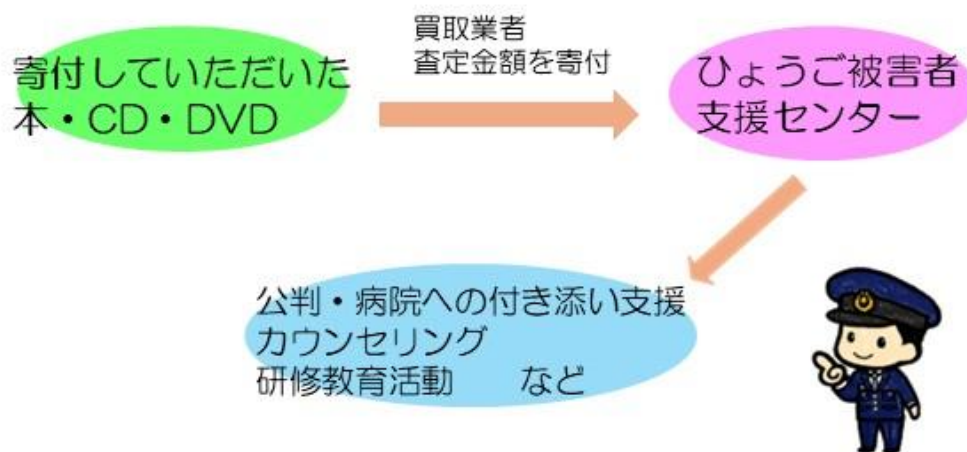
自転車盗の被害が発生しています！注意しましょう！

★鍵をかける！ ★ツーロック！ ★駐輪は駐輪場に！

須磨警察署では**ホンデリング**を受け付けています

ホンデリングとは 

ご不要な本・CD・DVD等を寄付していただき、
ひょうご被害者支援センター  に寄付すること
で、犯罪等の被害に会われた方々への支援活
動に役立てる社会貢献プロジェクトです。



ご不要な本・CD・DVDなどありましたら、



いつでも須磨警察署までお持ち下さい

お問い合わせは須磨警察署警務課 (078-731-0110) まで